



福岡医発第 1708 号 (地)
令和元年 9 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

イベニティ皮下注 105mg シリンジの保険適用に係る
留意事項の一部改正について

令和元年 9 月 13 日付け保医発 0913 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「イベニティ皮下注 105mg シリンジ」の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正等された旨、日本医師会より通知がありました。

「ロモソズマブ (遺伝子組換え)」(販売名：イベニティ皮下注 105mg シリンジ) は、平成 31 年 2 月に薬価収載された医薬品です。(平成 31 年 3 月 13 日付け福岡医発第 3271 号 (地) をご参照下さい。)

今回の改正は、当該医薬品について、令和元年 9 月 6 日付け薬生安発 0906 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「「使用上の注意」の改訂について」が発出されたことに伴うものです。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 634 号（保 128）
令和元年 9 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

イベンティ皮下注 105mg シリンジの保険適用に係る
留意事項の一部改正について

令和元年 9 月 13 日付け保医発 0913 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知により、「イベンティ皮下注 105mg シリンジ」の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正等されましたのでお知らせ申し上げます。

「ロモソズマブ（遺伝子組換え）」（販売名：イベンティ皮下注 105mg シリンジ）は、平成 31 年 2 月に薬価収載された医薬品です。（平成 31 年 3 月 1 日付け日医発第 1229 号（保 299）をご参照下さい。）

今回の改正は、当該医薬品について、令和元年 9 月 6 日付け薬生安発 0906 第 2 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「「使用上の注意」の改訂について」が発出されたことに伴うものです。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

イベンティ皮下注 105mg シリンジの保険適用に係る留意事項の一部改正について（通知中に新旧対照表を含む。）

（令和元年. 9. 13 保医発 0913 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 0913 第 1 号
令和元年 9 月 13 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

イベニティ皮下注 105mg シリンジの保険適用に係る留意事項の一部改正について

イベニティ皮下注 105mg シリンジについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づき製造販売承認され、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）の別表に収載されているところです。

今般、当該医薬品について、「「使用上の注意」の改訂について」（別添：令和元年 9 月 6 日付け薬生安発 0906 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）が発出されたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 25 日付け保医発 0225 第 9 号）の記の 2 の（6）①を次のように改める。

- ① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意に、「本剤の適用にあたっては、日本骨代謝学会・日本骨粗鬆症学会の診断基準における以下の重症度に関する記載等を参考に、骨折の危険性の高い患者を対象とすること。
- ・骨密度値が $-2.5SD$ 以下で 1 個以上の脆弱性骨折を有する
 - ・腰椎骨密度が $-3.3SD$ 未満
 - ・既存椎体骨折の数が 2 個以上
 - ・既存椎体骨折の半定量評価法結果がグレード 3」
- と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

薬生安発 0906 第 2 号
令和元年 9 月 6 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙のとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、法第 52 条の 3 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

別紙

【薬効分類】 3 9 9 他に分類されない代謝性医薬品

【医薬品名】 ロモソズマブ（遺伝子組換え）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
（新設）	<u>警告</u> <u>海外で実施されたアレンドロン酸ナトリウムを対照とした比較試験において、心血管系事象（虚血性心疾患又は脳血管障害）の発現割合がアレンドロン酸ナトリウム群に比較して本剤群で高い傾向が認められている。また、市販後において、本剤との関連性は明確ではないが、重篤な心血管系事象を発現し死亡に至った症例も報告されている。本剤の投与にあたっては、骨折抑制のベネフィットと心血管系事象の発現リスクを十分に理解した上で、適用患者を選択すること。また、本剤による治療中は、心血管系事象の発現がないか注意深く観察するとともに、徴候や症状が認められた場合には速やかに医療機関を受診するよう指導すること。</u>

効能・効果に関連する使用上の注意

本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。

海外で実施されたアレンドロン酸ナトリウムを対照とした比較試験において、心血管系事象（虚血性心疾患又は脳血管障害）の発現割合がアレンドロン酸ナトリウム群に比較して本剤群で高い傾向が認められている。本剤の投与にあたっては、本剤のベネフィットとリスクを十分に理解した上で、適用患者を選択すること。

重要な基本的注意

虚血性心疾患又は脳血管障害のリスクが高い患者への投与は有益性と危険性を考慮して判断すること。また、投与する場合には、虚血性心疾患及び脳血管障害の徴候や症状を患者に説明し、徴候や症状が認められた場合は、速やかに医療機関を受診するよう指導すること。

効能・効果に関連する使用上の注意

本剤の適用にあたっては、日本骨代謝学会・日本骨粗鬆症学会の診断基準における以下の重症度に関する記載等を参考に、骨折の危険性の高い患者を対象とすること。

- ・骨密度値が－2.5SD以下で1個以上の脆弱性骨折を有する
- ・腰椎骨密度が－3.3SD未満
- ・既存椎体骨折の数が2個以上
- ・既存椎体骨折の半定量評価法結果がグレード3

本剤の投与にあたっては、本剤のベネフィットとリスクを十分に理解した上で、適用患者を選択すること。

重要な基本的注意

本剤を投与する場合には、虚血性心疾患及び脳血管障害の徴候や症状を患者に説明し、徴候や症状が認められた場合は、速やかに医療機関を受診するよう指導すること。

(新設)

虚血性心疾患又は脳血管障害のリスクが高い患者への投与は、本剤の骨折抑制のベネフィットと心血管系事象の発現リスクを考慮して判断すること。少なくとも、過去1年以内の虚血性心疾患又は脳血管障害の既往歴のある患者に対して、本剤の投与は避けること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 25 日付け保医発 0225 第 9 号）の記の 2 の（6）

改 正 後	現 行
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１）～（５）（略） （６） イベニティ皮下注 105mg シリンジ ① <u>本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意に、「本剤の適用にあたっては、日本骨代謝学会・日本骨粗鬆症学会の診断基準における以下の重症度に関する記載等を参考に、骨折の危険性の高い患者を対象とすること。</u> <u>・骨密度値が－2.5SD 以下で 1 個以上の脆弱性骨折を有する</u> <u>・腰椎骨密度が－3.3SD 未満</u> <u>・既存椎体骨折の数が 2 個以上</u> <u>・既存椎体骨折の半定量評価法結果がグレード 3」</u> <u>と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u> ②・③（略） （７）（略）	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１）～（５）（略） （６） イベニティ皮下注 105mg シリンジ ① <u>本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意に、「本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u> ②・③（略） （７）（略）